工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 (土木工事用・監督員)

適用基準日:令和7年4月1日 (令和7年11月4日以降検査実施分)

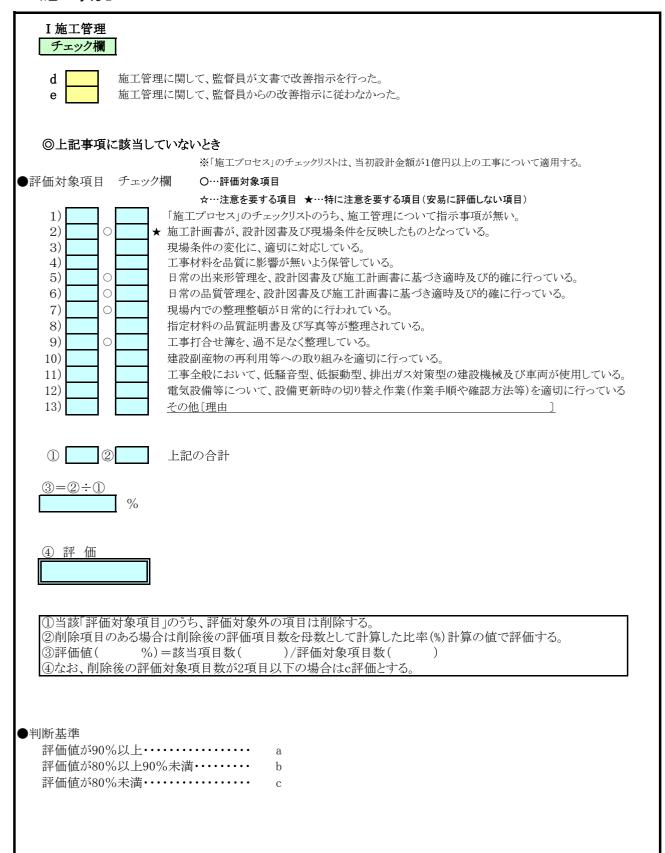
1.施工体制

I .施工体制一般 チェック欄
d 施工体制一般に関して、監督員が文書で改善指示を行った。 e 施工体制一般に関して、監督員からの改善指示に従わなかった。
◎上記事項に該当していないとき ※「佐工プロセス」の手、皮切るした、火力の引きを超さり使用でしなって適用する
※「施工プロセス」のチェックリストは、当初設計金額が1億円以上の工事について適用する。 ●評価対象項目 チェック欄 O…評価対象項目 ★…特に注意を要する項目(安易に評価しない項目)
1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
2) 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出されている。
3) 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
4) ○ ☆ 元請が下請けの作業成果を検査している。 5) ○ 施工計画の内容と現場施工方法が一致している。
(1) 加工計画の内容と現場施工方伝が一致している。 (1) 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
7) □ □ ★ 現場に対する本店や支店による支援体制が整っている。
8) 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
9) 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を
整えている。
10) 10 10 10 10 10 10 11 10 11 11 11 11 11
11) その他[理由
11)
① ② 上記の合計
3=2÷1
%
_④ 評 価
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
②・840(川)
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ c
61 mai 1994 7 07 17 11 9

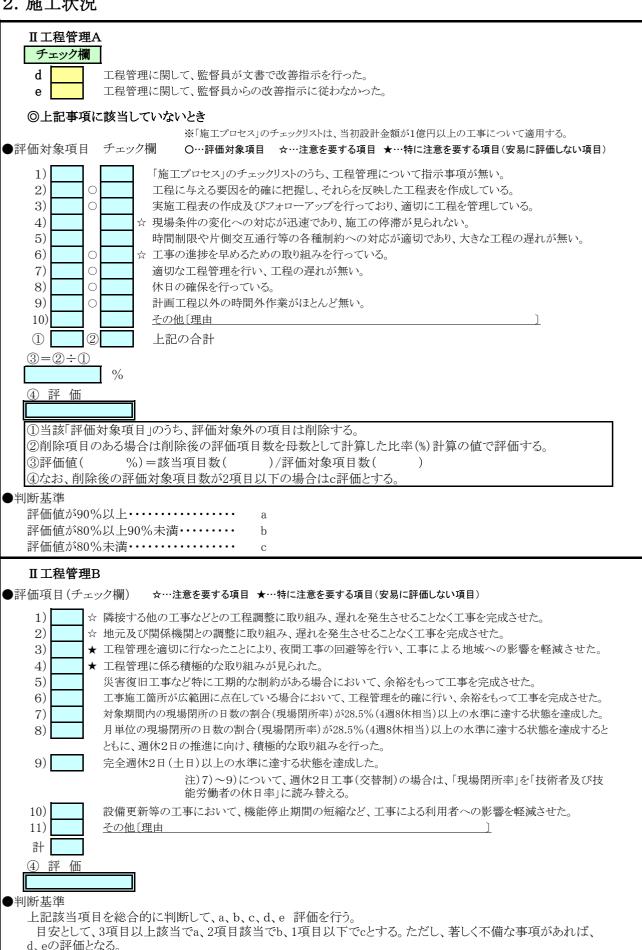
1.施工体制

II 配置技術者 (現場代理人等) チェック欄
d 配置技術者に関して、監督員が文書で改善指示を行った。 配置技術者に関して、監督員からの改善指示に従わなかった。
◎上記事項に該当していないとき
●評価対象項目 チェック欄 ※「施工プロセス」のチェックリストは、当初設計金額が1億円以上の工事について適用する。 ○…評価対象項目
【全体を評価する項目】
1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 2) 作業に必要な作業主任者及び専門技術者が選任及び配置されている。
【現場代理人を評価する項目】
1) 現場代理人が工事全体を把握している。 2) 説計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 監督員への報告・連絡を適時及び的確に行われている。
【監理(主任)技術者を評価する項目】
1) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、書類を適切に作成し、
提出又は提示している。 2)
①② 上記の合計
3=2÷1 %
④ 評 価
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・

2. 施工状況



2. 施工状况



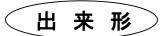
2. 施工状況

2. NET-1/1/10
Ⅲ-1安全対策A
チェック欄
d 安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
e 安全対策に関して、監督員からの改善指示に従わなかった。
◎上記事項に該当していないとき
※「施工プロセス」のチェックリストは、当初設計金額が1億円以上の工事について適用する。
●評価対象項目 チェック欄 O…評価対象項目 ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安易に評価しない項目)
1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
2) 災害防止協議会等を1回/月以上行われている。 3) ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
4)
5) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
6) ☆ 過積載防止に取り組んでいる。
7) ☆ 仮設工の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 8) ○ 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
9) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
10) <u>その他〔理由</u> <u>これの他〔理由</u> <u>これの他〔理由</u> <u>これの他〔理由</u> <u>これの他〔2000年100日100日100日100日100日100日100日100日100日</u>
① ② 上記の合計
3=2÷1
%
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・ c
Ⅲ-2安全対策B
●評価項目(チェック欄) ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安易に評価しない項目)
1) ★ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
2) ★ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
3) ★ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
4) ★ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
(安全協議会等とは、安全な施工と円滑な工事遂行を目的として、隣接関連工事の施工業者、発注機関、関係機関等との協議会を評価)
6) ★ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 7) その他「理由]
●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。 目安として、3項目以上該当でa、2項目該当でb、1項目以下でcとする。ただし、著しく不備な事項があれば、
日女として、3項目以上該当でa、2項目該当でb、1項目以下でcとする。たたし、者しへ不偏な事項があれば、 d.eの評価とかろ。

2. 施工状況

IV対外関係 チェック欄]				
d e			で改善指示を行なった。 善指示に従わなかった。		
◎上記事項	こ該当していな	いとき			
		※「施工プロセス」の	チェックリストは、当初設計会	を額が1億円以上の工事につい	って適用する。
●評価対象項目	チェック欄	〇…評価対象項目	☆…注意を要する項目	★…特に注意を要する項目(安	8易に評価しない項目)
1) 2) 3) 4) 5)	関係 地元第三	官公庁などと調整を行い、トラ との調整を行い、トラ 者からの苦情が無い	行い、トラブルの発生が新 ブルの発生が無い。(地 。もしくは、苦情に対して	こついて指示事項が無い。 無い。 ことの調整が必要な工事を評価対象 適切な対応を行っている。 いる。(関連工事との調整が必要な	
6) 7)		の目的及び内容を、 他[理由	工事看板などにより地域	住民や通行者等にわかりや	Pすく周知している。 <u>]</u>
① ② ③=②÷①	上記	己の合計			
④ 評 価					
②削除項目の ③評価値()ある場合は削 %)=該	当項目数()		上比率(%)計算の値で評値) る。	重する。
●判断基準					
評価値が90% 評価値が80%	《以上・・・・・・ 《以上90%未満 《未満・・・・・・	≒∙∙∙∙∙∙ b			

【標準工事】



	び出来ばえ		
I .出来形			
チェック欄			
d	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文	て書で改善指示を行った。	
е	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。		
	則定項目、測定基準及び規格値を満足している場合 が3点以上の場合にばらつき判定を行う。		
a)	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基立 そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基立 そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基立 a)及びb)に該当しない。 出来形の測定数が3点未満である。	づき行われており、測定値が規格値を満足	٠,
② 出来形と③ 出来形管 する管理 ものであ。	P評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 は、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値 と体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員る。 管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。		
		ら「c」評価とする。(防府市)	

【結果として、とくに問題なく工事が完成するのが一般的である工事】 3. 出来形及び出来ばえ 出来形 I. 出来形 該当項目 d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ◎出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足している場合 c 結果として、とくに問題なく工事が完成している場合。

【水淇	丁重】
【小坦	上尹』

【水道工事】 C 出来形
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形
該当項目 d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ③出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足している場合
●評価対象項目 該当項目 ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安易に評価しない項目)
 1) □ □ □ 配管全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 2) □ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、工夫している。 3) □ □ 床堀及び埋め戻し方法が設計図書及び施工計画書通り施工している。 6) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
③=②÷① %
④ 評 価
①評価対象項目並びに該当項目にチェックする。

)

②評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(

④なお、評価対象項目数が5項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・ a 評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が70%未満・・・・・・・ c

3. 出来形及び出来ばえ

		_
出	来	形

3. 日本形及り日本はた
I. 出来形
該当項目
d 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
e 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
◎出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足している場合
●評価対象項目 該当項目 ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安易に評価しない項目)
1) 一 一 補修等を設計図書及び施工計画書通り施工している。
2) 写真管理が管理項目を満足している。
3) 完了後の状況撮影記録を適切に行っている。
4) 不可視部分の出来形が写真により確認できるよう管理されている。
の
8) ○ ☆ 社内の管理基準に基づき管理している。
9) 出来形管理を容易に把握できるよう工夫している。
10) 完成図書を現地と相違なく作成している。
11) <u>その他〔理由</u> <u></u>
① ② 上記の合計
3=2÷1
%
④ 評 価
①評価対象項目並びに該当項目にチェックする。
②評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() () () () () () () () () ()
(生)よわ、計画対象を具自数が生気自以「V)物ロパムC計画C y る。
●判断基準
評価値が80%以上・・・・・・・・・ a
評価値が70%以上80%未満・・・・・・・ b
評価値が70%未満・・・・・・・・・・・ c

「ついホール薬所共。調敷丁車」

【マンホール		出	来	形	\mathcal{I}
I. 出来形					
該当項目 d	員が文書	で改善技	指示を行	. った。	
◎出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足してい	る場合				
●評価対象項目 該当項目 ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安身	易に評価	しない項	目)		
1) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	囲内であ	- 0	管理して〕	いる。	
① ② 上記の合計③=②÷① %④ 評 価					
①評価対象項目並びに該当項目にチェックする。 ②評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、評価対象項目数が4項目以下の場合はC評価とする。					
●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%未満・・・・・・・・・ c					

【宅内汚水ポンプ施設設置工事】

出来形

3. 出来形及び出来ばえ	
I. 出来形	
該当項目	
d 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督職員が 要約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	文書で改善指示を行った。
◎出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足している。	場合
●評価対象項目 該当項目 ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安易に	評価しない項目)
1)	
3) ○ 不可視部分の出来形が写真により確認できる。	
4)	協議の上で管理している。
6) 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議 7) その他[理由	の上で管理している。
(7)	
① ② 上記の合計	
3=②÷① %	
<u> </u>	
н і ры	
①評価対象項目並びに該当項目にチェックする。 ②評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。	
③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。	
(U'sao、II IIIIA) 外 東日 級ルード東日 A 「 V M I Tacill IIII	
●判断基準	
評価値が80%以上・・・・・・・・・・・ a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・ b	
評価値が60%未満・・・・・・・・・ c	

機械設備工事 ~ 考査項目別チェック表(監督員用)

【機械設備工事】

3. 出来形及び出来ばえ

出来形

I. 出来形
チェック欄
d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
e 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
◎ 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足している場合
●評価対象項目 チェック欄 O…評価対象項目 ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安易に評価しない項目)
1)
11)
① ② 上記の合計
③=②÷① %
④ 評 価
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・ c

電気・通信設備工事 ~ 考査項目別チェック表(監督員用)

【電気・通信設備工事・受変電設備工事】

出 来 形

3.出来形及び出来ばえ

5.出水形及5 出来16元
I. 出来形
チェック欄
1
d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
◎ 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足している場合。
●評価対象項目 チェック欄 O…評価対象項目 ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安易に評価しない項目)
1) 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
2) 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記載され、適切に管理している。
3) ○ 不可視部分の出来形が写真撮影してある。 4) ② 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
5) ○ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
6) ② 設備の据え付け及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
7) の 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
8) ① 測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。 9) ○ 行き先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
11) ○ ★ 社内管理基準に基づき管理している。
12) 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。
13) 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がな
されている。 14)
14) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
①
$=2\div $
%
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
●判断 基 準
評価値が80%以上・・・・・・・・ a
評価値が60%以上80%未満・・・・・・ b
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ c

【標準工事】

3.出来形及び出来ばえ



Ⅱ品質

チ	T	w	カ	櫑
	_	_	_	ומאווי

- d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
- ◎ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準等を満足している場合。
 測定数が10点以上となる大規模工事に限定されるため、監督員の評価は、ほとんどが「C」評価となる。
- a) 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が満足し、そのばらつきが 規格値の概ね50%以内である。
- b) 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が満足し、そのばらつきが 規格値の概ね80%以内である。
- c) 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が満足し、a)及びb)に該当しない。
- e) 測定数が10点未満の場合は、ばらつき判定不可能とし、「C」評価とする。
- c) 品質管理項目を設定していない工事(施工管理基準に管理項目がない工種 例)切土工事、撤去工事)

④ 評 価

※概ねとは打点数の8割以上とする。

- ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
- ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質 確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質 管理を行うものである。
- ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 品質管理図ができないため、品質のばらつき判定が出来ない工事も「c」評価とする。(防府市)

田貝も生囚か。CCはV、Cの、田貝とはりして刊たが山木はV・工ずむ・CI肝画C y の。(例が中)

○「ばらつきの判断が可能」な主な工種 [番号:品質管理基準の工種番号、():重要な測定項目]

1 セメント・コンクリート(圧縮強度) 19 吹付工(圧縮強度) 7 下層路盤(現場密度) 20 現場吹付工(圧縮強度) 8 上層路盤(現場密度) 21 河川・海岸土工(現場密度) 9 アスファルト安定処理路盤(現場密度) 22 砂防土工(現場密度) 10 セメント安定処理路盤(現場密度) 23 道路土工(現場密度) 11 アスファルト舗装工(現場密度) 25 コンクリートダム(圧縮強度) 12 転圧コンクリート(曲げ強度) 26 覆工コンクリート(圧縮強度) 14 路床安定処理工(現場密度) 27 吹付コンクリート(圧縮強度) 15 表層安定処理工(現場密度) 29 路上再生路盤工(現場密度) 16 固結工(一軸圧縮強度) 30 路上表層再生工(現場密度) 18 補強土壁工(現場密度) 31 排水性・透水性舗装工(現場密度)

【結果として、とくに問題なく工事が完成するのが一般的である工事】

品質)

3. 出来形及び出来はえ	
Ⅱ. 品質	
該当項目 d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った	<i>†</i> -
e 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	'Co
C	
◎品質の測定が、測定基準及び規格値を満足している場合	
c 結果として、とくに問題なく工事が完成している。	
評 価	
	ľ

機械設備工事 ~ 考査項目別チェック表(監督員用)

【機械設備工事】

3. 出来形及び出来ばえ

品質

Ⅱ. 品質
チェック欄
d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
the first the first of the firs
e 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
◎ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している場合。
●評価対象項目 チェック欄 ○…評価対象項目
1)
2) ○ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保されている。
3) ○ 設計図書の仕様をふまえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
4) 〇 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
5) 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
6) 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
7) 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確
できる。
8) 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾認図書のとおり機能している。
9) 小配管、電気配線・配管が承諾図書のとおり敷設している。
10) 設備の取扱い説明書を適切に作成している。
11)
12) 機器の配置が点検しやすくしている。
13) ② 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。
14) 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
15) バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示されている。
16) 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
17) 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護している。
18) 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
19) 〇 現地状況を勘案し、施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
20) その他理由[
① ② 上記の合計
$3=2\div 1$
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・ b
亚压症が200/ 丰港

電気・通信設備工事 ~ 考査項目別チェック表(監督員用)

【電気・通信設備工事・受変電設備工事】

3. 出来形及び出来ばえ

品質

П.,	品質	
9	エック欄	
d		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行った。
е		契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	口烷明点	での砂酸は用が、相枚は、砂酸甘油な逆口」でいて相入
∅⇒ : /::		系の試験結果が、規格値、試験基準を満足している場合。
●評価 1)	「対象項目 「一一」	】 チェック欄 ○…評価対象項目 ○ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
2)		オ料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確保でき、仕様を満足している。
3)		機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
4)	(操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。
5)	(ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行なわれ、不具合が無い。
6)	(設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
7)	(操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
8)		設備の総合性能が設計図書の仕様を満足している。
9)		現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
10)	(設備全体についての取扱い説明書を適切に作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は
·		更新)している。
11) 12)		○ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ○ 設備の構造において、点検や消耗品の取り替え作業が容易にできる。
13)		
14)		設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。
15)		その他理由[
(1)		
<u> </u>	=②÷①	
	2.1	%
(4)	評 価	
	V 3+F37 /7	
		i対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
	四际項目(平価値(のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 %)=該当項目数()/評価対象項目数()
		後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
<u> </u>		·
●判断		%以上•••••••••• a
		%以上80%未満・・・・・・・ b
		%未満•••••• c
	.,	

維持・修繕設備工事 ~ 考査項目別チェック表(監督員用)

【維持·修繕工事】

3. 出来形及び出来ばえ



の、田水が及り田水はた	
Ⅱ品質	
チェック欄	
d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	
e 契約書第17条に基づき、監督員が改善請求を行った。	
◎ 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している場合。	
●評価対象項目 ☆…注意を要する項目 ★…特に注意を要する項目(安易に評価しない項目)	
 1) 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 2) 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 3) ☆ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 4) ★ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 理由: 理由: 理由: 理由: 理由: 理 無: ① 上記の計 ④ 評 価 	
●判断基準 該当項目が6項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○修繕工事 1)~4)の必須項目に加え、当該工事において特に評価できる要因があれば、2項目追加し評価してください。 (良好な工事の場合、1) 3) 5) 6) の4項目を評価します。)	

4. 工事特性

_		
	施工条件への対応	
	キーワードチェック欄	
Ι.	. 構造物の特殊性への対応 1) 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事。 2) 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事。 その他理由[
П.	. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 4) 地盤の変形、近接構造物、地下埋設物への影響に配慮する工事。 5) 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事。 6) 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事。 7) 現道上での交通規制に大きく影響する工事。 8) 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事。 9) 施工箇所が広範囲にわたる工事。 10) その他理由[]
Ш.	 ・厳しい自然・地盤条件への対応 11) 特殊な地盤条件への対応が必要な工事。 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事。 被災箇所の措置や急峻な地形での工事。 動植物等の自然環境の保全に、特に配慮しなければならない工事。 維持工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 その他理由[)
IV.	. 長期工事における安全確保への対応 17) 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)。 ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 その他理由[)
	④ 評 点	
	記述評価(レマークを付した評価内容を詳細に記述)	
	·	
,		
	※1. 工事特性の加点は、 <u>最大6点の加点評価</u> とする。ただし、 <u>「ICT活用工事」の場</u> る。	湯合は、最大4点の加点評価とす

5. 創意工夫

削音 工士.	I. 創意工
キーワードチェック欄	<u> </u>
	【施工】
施工に伴う器具,工具,装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	1)
コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。	2)
土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	3)
部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。	4)
設備工事における加工や組立て等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	5)
総排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	6)
照明などの視界の確保に関する工夫。	7)
仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	8)
運搬車両、施工機械等に関する工夫。	9)
支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	10)
盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。	11)
施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。	12)
出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。	13)
施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。	14)
ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの指定した段階でICTを活用した工事。	15)
※ 本項目は1点の加点とする。	/
ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。	16)
	/
※ ICT活用による加点は最大2点とする。	* 1
Т 10 ПД/ПС-\$ 3/Л-МТ (У 3/д-МС-) ° 3/д-	/•\ 1
	【品質】
土工、設備、電気に関する工夫。	1)
コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。	2)
鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。	3)
配筋、溶接作業等に関する工夫。	4)
全衛生】	【安全衛生
建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。	1)
安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	2)
安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。	3)
現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。	4)
有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。	5)
一般車両突入時の被害軽減方策又は、一般交通の安全確保に関する工夫。	6)
厳しい作業環境の改善に関する工夫。	7)
環境保全に関する工夫。	8)
・ を方改革】「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を評価する。	「働き士」を
若手や女性技術者の登用、職場体験やインターンシップなど、担い手確保に向けた取組が図られている。	1)
ウキャリアアップシステム(CCUS)活用】	【建設キャ!
当該工事において「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」を適用し、	
以下の①~②すべてを達成した場合は1点の加点とする。 ①施工体制登録技能者率60%以上	
②就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持	
	【Z+÷/LDV·》
QDX活用】 当該工事において、①または②のいずれかを実施するとともに、③~⑥のうち1項目以上を実施した。	建設リスク
当該工事において、①または②の <u>両方を</u> 実施するとともに、③~⑥のうち1項目以上を実施した。	
※本項目は <u>2点の加点</u> とする。	
①「ASP方式の工事情報共有システム」を活用	
②「オンライン電子納品」を実施。 【選択項目】	
③「遠隔臨場」を実施。	
④「Web会議システムを活用した打合せ等」を実施。	
⑤「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」を実施。	
⑥その他ICT・デジタル技術を活用した業務効率化の取組を実施。	

5. 創意工夫

0. 剧态工人	•	
【その他】 1)	その他理由[]	
2)	その他理由[]	
	点 レマークを付した評価内容を詳細に記述)	
※2. 評価は名 最大5点の※3. 該当する	価すべき創意工夫事例を加点評価する。 各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、 <u>最大3点の加点評価</u> とする。ただし、 <u>「ICT活用工事」の場合は、</u> の加点評価とする。 る数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。	

6.社会性等

I.地域への貢献等

●評価対象項目

チェック欄

5)

6)

1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。

2) 現場事務所や作業現場の環境を、周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。

3) 定期的に広報誌の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

4) 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。

地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

) | - | その他理由[

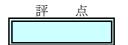


●判断基準

- ※ 上記該当項目を総合的に判断して、評価を行う。
- ※ 1項目につき1点を加算する。

7. 法令遵守等

	措 置 内 容	点 数
1	指名停止3ヶ月以上	- 20点
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	一 15点
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
5	文書注意	- 8点
6	口頭注意	- 5点
7	工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽 微なため口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通 事故は含まない。)	— 3点
8	その他	- 点
9	項目該当なし	



- ①本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応例で上表の措置があった場合に適用する。
- ②「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③「工事関係者」とは、該当工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
- ④総合評価方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請けに暴力関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆公害事故を起こした。
- 15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請人と契約を締結したことで指名停止となった。
- 16. その他

理由: